

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第17号

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に改める。

第8条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。